

庄内町告示第219号

庄内町重粒子線治療費助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月8日

庄内町長 富 樫 透

庄内町重粒子線治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公的医療保険が適用されない国立大学法人山形大学医学部附属病院の重粒子線治療に係る町民の負担を軽減するため、予算の範囲内で庄内町重粒子線治療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、山形県重粒子線がん治療患者支援事業実施要綱（令和3年6月30日付け健企第203号山形県健康福祉部長通知）及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重粒子線治療 国立大学法人山形大学医学部附属病院において、公的医療保険適用対象外の先進医療として認められた重粒子線治療をいう。
- (2) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約又は共済契約をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者(以下この条及び第6条において「助成対象者」という。)は、次の各号に定める要件のいずれにも該当する重粒子線治療を受けた患者とする。

- (1) 重粒子線治療の照射治療開始日から起算して1年以上前から引き続き本町が備える住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 町税等（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- (3) 助成対象者の属する世帯の所得（前年分（1月1日から5月31日までの間に第6条に規定する申請をした者にあつては前々年分）の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を合算した額）が600万円以下であること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、重粒子線治療に係る照射治療費（以下「助成対象経費」という。）とする。ただし、当該重粒子線治療に対し先進医療特約保険等に基づき給付金を受ける場合は、助成対象経費から当該給付金を差し引いた額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費とし、628,000円を限度とする。この場合において、

当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する交付申請書は、重粒子線治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。次条において「交付申請書」という。)によるものとし、助成対象経費の支払日から起算して6月を経過する日までに町長に提出しなければならない。

(実績報告及び額の確定通知の特例)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 重粒子線治療の予定を記載した書類(予約票の写し等)
  - (2) 助成対象経費の支払を証する書類(診療料金領収書の写し等)
  - (3) 先進医療特約保険等の給付額がわかる書類の写し
  - (4) 誓約書兼個人情報取得に関する同意書(様式第2号)
  - (5) 助成対象者と住民基本台帳上同一世帯に属する者の1月1日(1月1日から5月31日までの間に申請した者については前年の1月1日)の住所地が本町以外の場合には、その住所地の市町村が発行する所得証明書
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 規則第7条に規定する助成金の交付の決定の通知及び規則第14条に規定する助成金の額の確定通知(以下この条において「交付決定等通知」という。)は、重粒子線治療費助成金交付決定及び交付額確定通知書(様式第3号)により行うものとする。この場合において、助成金の交付申請をした者が交付決定等通知を受けたときは、規則第5条第1項の規定による当該助成金の交付の決定額をもって規則第14条の規定による助成金の額の確定を受けたものとみなす。
- 3 町長は、前条の規定による申請について助成金を交付しないことを決定したときは、重粒子線治療費助成金申請却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(書類の整備等)

第8条 助成金の交付を受けた者は、規則第20条第1項に規定する助成対象経費の支払に係る収入及び支出についての証拠書類を、当該助成対象経費の支払日に属する年度の翌年度から起算して10年間保存しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

重粒子線治療費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所  
氏名  
助成対象者との関係( )  
電話

山形大学医学部附属病院の重粒子線治療に要する経費に対し、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

助成対象者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	住所等	〒			電話	
助成対象治療	照射治療開始日		年	月	日	
	照射治療費支払日		年	月	日	
交付申請額・請求額	照射治療費①				円	
	先進医療特約保険等給付の額②				円	
	助成対象経費①－②③				円	
	交付申請額・請求額 (628,000円又は③のいずれか少ない額)				円	
振込先	金融機関名		店名			
	種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )				
	口座番号					
	フリガナ					
	口座名義人					
添付書類	(1) 治療の予定を記載した書類（予約票の写し等） (2) 助成対象経費の支払を証する書類（診療料金領収書の写し等） (3) 先進医療特約保険等の給付額がわかる書類 (4) 誓約書兼個人情報の取得に関する同意書（様式第2号） (5) 助成対象者と住民基本台帳上同一世帯に属する者の1月1日（1月1日から5月31日までの間に申請した者については前年の1月1日）の住所地在本町以外の場合には、その住所地の市町村が発行する所得証明書 (6) その他 ( )					

様式第 2 号（第 6 条関係）

誓約書兼個人情報の取得に関する同意書

年 月 日

庄内町長

宛

重粒子線の治療を受ける患者

住 所

氏 名

⑩

生年月日

年 月 日

同一世帯の者

氏 名

⑩

氏 名

⑩

氏 名

⑩

庄内町重粒子線治療費助成金の対象者の下記要件を審査するため、庄内町が私及び私の世帯員の住民基本台帳、税務資料を閲覧することに同意します。

また、庄内町及び山形県が庄内町、山形県及び山形大学医学部附属病院から申請書に記載された情報を取得することについて同意します。

記

- 1 重粒子線治療の照射治療費開始日から起算して引き続き 1 年以上町内に住所を有している。
- 2 町税等（国民健康保険税含む。）に滞納がない。
- 3 前年分（1 月 1 日から 5 月 31 日までの間に申請をした者については前々年分）の世帯の総所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額）が 600 万円以下である。
- 4 重粒子線治療の照射治療費を対象とした先進医療特約保険等の給付金を受け取っていない、又は受け取っている場合は、照射治療費に満たない給付の額であり、その金額を庄内町重粒子線治療費助成金交付申請書に記載している。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



重粒子線治療費助成金交付決定及び交付額確定（申請却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった庄内町重粒子線治療費助成金について、下記のとおり交付の決定及び交付額の確定をした（却下した）ので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条第1項及び第14条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 円
- 2 助成金交付予定日 年 月 日
- 3 却下した場合はその理由